

Ⅷ 航空機騒音の状況

1 航空機騒音の監視

航空機騒音の環境基準の類型を当てはめる地域は、環境基本法第 16 条第 2 項に基づき、県知事が定めている。県内では、航空自衛隊静浜基地、浜松基地及び富士山静岡空港の周辺地域において定められており、県及び浜松市が航空機騒音の調査を実施している。

令和 7 年度に実施した調査の状況は、表Ⅷ－1 のとおりである。

表Ⅷ－1 調査の実施状況

項目 \ 飛行場	航空自衛隊 静浜基地	航空自衛隊 浜松基地
調 査 頻 度	1 回	2 回
調査地点数	2 地点	2 地点
実 施 機 関	県	浜松市

(注) 測定地点は、各基地について 4 地点を毎年 2 地点ずつ交互に調査を実施。

2 航空機騒音の環境基準

航空機騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準であり、以下のとおり定められている。

表Ⅷ－2－(1) 航空機騒音に係る環境基準値

地域の類型	基準値 (L_{den})
I	57 以下
II	62 以下

(注) L_{den} は平成 25 年 4 月 1 日から施行された新しい評価指標

表Ⅷ－2－(2) 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型の指定

地域の類型	該 当 地 域
I	別表に掲げる地域のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域
II	別表に掲げる地域のうち I の地域の類型を当てはめる地域以外の地域（工業専用地域、飛行場内及び空港敷地内を除く。）

備考 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域及び工業専用地域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規定により定められた地域をいう。

別表

1	浜松市、磐田市、袋井市及び湖西市の区域のうち別図 1 に表示する地域
2	焼津市の区域のうち別図 2 に表示する地域
3	島田市、牧之原市及び吉田町の区域のうち別図 3 に表示する地域
備考 この表に掲げる市町の区分は、平成 30 年 8 月 31 日における行政区画によって表示されたものとする。	

別図 1、別図 2 及び別図 3（省略）

3 航空機騒音の調査結果

(1) 航空自衛隊静浜基地

静浜基地周辺において測定した結果、2地点全てで環境基準を達成した。

表Ⅷ－3 静浜基地における環境基準の達成状況

調査地点	測定点	地域類型	基準値 (L_{den})	評価値 (L_{den})	達成状況
焼津市下小杉	1	Ⅱ	62	40	○
焼津市下江留	1	Ⅱ	62	41	○

(2) 航空自衛隊浜松基地

浜松基地周辺において測定した結果、2地点全てで環境基準を達成した。

表Ⅷ－4 浜松基地における環境基準の達成状況

調査地点	測定点	地域類型	基準値 (L_{den})	評価値 (L_{den})	達成状況
浜松市中央区佐浜町	1	Ⅱ	62	51	○
浜松市中央区大瀬町	1	Ⅱ	62	50	○